

事務連絡  
令和7年7月23日

都道府県  
各 政令市 衛生主管部（局）  
中核市 民生主管部（局）

（墓地埋葬行政担当・行旅死亡人行政担当・生活保護行政担当）

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課  
厚生労働省社会・援護局保護課

### 「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」 の改訂について

平素より、厚生労働行政の推進につき、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。  
身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いについては、厚生労働省及び法務省において「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」（令和3年3月31日付厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課・社会・援護局保護課連名事務連絡別添。以下「手引」という。）を作成し、令和5年7月3日に手引の改訂をしたところです。

今般、厚生労働省及び法務省において、別添のとおり手引を改訂したので、執務の参考として活用いただくとともに、管内市区町村に対する周知方よろしくお取り計らい願います。なお、本件は「令和6年地方分権改革に関する提案募集」における地方公共団体からの提案も踏まえた対応になります。

併せて、金融庁及び農林水産省からも、所管する金融機関の関係団体宛てに、手引の改定に関し別途周知している旨申し添えます。

（参考資料）身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引（令和5年版）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001520457.pdf>

（別添）「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引（改訂版）」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001518889.pdf>